

宮崎市スポーツ等合宿・大会等団体受入に関わる

特産品等の贈呈要項

1. 総則

公益社団法人 宮崎市観光協会（以下「協会」という）は、スポーツ団体等が実施する合宿・大会等に対し、宮崎県の特産品、飲料、送迎バス経費等の交通費の支援を行うものとし、贈呈もしくは補助に関してはこの要領に定めるところによる。

2. 目的

宮崎市で行われる各種スポーツ等合宿や大会に対して、本市の特産品及び飲料等を贈呈し、宮崎市へのスポーツ観光の誘致促進を図る。また、バス送迎費の負担を軽減させ、観光及び地域経済の振興に寄与することを目的とする。

3. 特産品等贈呈対象

贈呈対象は、次の団体とする。

ただし、会長が必要と認める場合については、この限りではない。

(1) プロスポーツ

- ① スポーツ団体等が実施し、宮崎市観光協会員（以下「会員」という）施設へ宿泊の伴うスポーツ合宿。
- ② スポーツ界の著名人で、自主トレーニング等の個人単位の合宿についても、参加人数、日数等を勘案し贈呈を行う。

(2) アマチュアスポーツ

- ① スポーツ団体等が実施し、会員施設へ宿泊するスポーツ合宿。
- ② 会員による誘致活動により、実現したスポーツ合宿。
- ③ 会員宿泊施設等を利用した文化系の合宿。
- ④ 宮崎市内で開催される大会に伴う合宿については、原則的に対象団体としない。
- ⑤ 協会会員施設へ宿泊を伴う文化系合宿

(3) スポーツ大会等

- ① スポーツ団体等が実施し、会員施設へ宿泊を伴うスポーツ大会。
- ② 会員による誘致活動により、実現したスポーツ大会。
- ③ ①・②について、アマチュアスポーツ大会に限り、出場者の比率が県外2分の1以上の大会については、原則的に贈呈対象とする。
- ④ 大会参加人数に応じ、大会賞品を贈呈品として代替することもできる。
- ⑤ 宮崎市が補助を有する大会については、原則的に贈呈対象としない。

4. バス送迎費用補助

(1) 補助対象団体

上記3、(1)(2)(3)に該当する団体等で、宿泊利用施設から申請があったものとし、補助金の支払いについては、利用のバス会社に支払いをする。自社でバスを保有運行している宿泊施設等は、原則補助対象外とする。

5. 贈呈・補助内容

- ①贈呈内容は、宮崎県の特産品もしくは飲料等。または、バス送迎補助金のいずれかとする。
- ②贈呈及び補助金の限度額については、原則として参加者数を基準として別表1のとおりとする。
ただし、合宿・大会等の内容を勘案し、必要と認められたときは、別途限度額を定めるものとする。
- ③バス送迎補助金については、別表1の(2)に準ずる。ただし、合宿等の内容を勘案し、必要と認められたときは、別途限度額を定めるものとする。
- ④その他本市の観光及び地域経済の振興に寄与するものであり、会長が特に認めるもの。
- ⑤事業予算の範囲内において実施する。

6. 贈呈方法

合宿・大会地に直接持参又は宿泊施設へ届け歓迎を表すとともに、宮崎市のPRに努めることとする。
また、別紙のお礼状を団体の代表者に受け渡す。

7. 申請方法

協会会員施設、もしくはスポーツ合宿・大会主催者にて、別紙1の申請書に必要事項を記入の上、協会へ申請するものとする。バス送迎補助については合宿のみ対象とする。それぞれ実施の10営業日前までに申請をする。申請期限までに協会に申請されない場合は受付しない。

8. 附則

- この要領は、平成27年4月1日から実施する。
この要項は、平成28年6月1日から実施する。
この要項は、平成29年3月1日から実施する。
この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

別表1

(1) プロスポーツ

限度額	
原則として1名につき、20,000円以内とする。	

(2) アマチュアスポーツ

限度額	
1名～19名	25,000円以内
20名～50名以上	45,000円以内

(3) スポーツ大会

限度額	
100名～499名以下	50,000円
500名以上～999名以下	人数×100円程度贈呈
1,000名以上	別途協議とする